

部 課 長 各位

総務部長 鈴木 亨

令和5年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、田原市財務規則第5条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 財政見通し

- 国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵略などのほか、輸入資源価格高騰による海外への所得流出、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せており、こうした景気の下振れリスクにしっかり対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と分配の好循環に向けた動きを確かなものとしていく。」としており、地方財政においても安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、本年度と同水準を確保するとしている。
- 本市の財政において、歳入では、市税収入は、製造業を中心に回復傾向にあるものの、依然として新型コロナウイルス感染症の再拡大や物価高騰などの影響により、先行きが不透明な状況にある。一方、歳出では、必要な社会保障関係経費、老朽化した公共施設の長寿命化やインフラの強靱化などに加え、引き続き新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策が求められており、大変厳しい状況が見込まれる。

2 予算編成の基本方針

○総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施

長期的な展望に立った計画的な行政運営を行うため、第17期実施計画に掲げる事業を着実に実施する。特に、喫緊の課題である人口減少対策・人口増加策を推進するため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を集中的に実施する。

○社会情勢の変化に対応するための取組

市民生活を守り、地域経済の下支えするため、感染症対策やその収束後の「ポストコロナ」に向けた取組を実施するとともに、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」や「GX（グリーントランスフォーメーション）」など新たな社会情勢への取組を推進する。

○公共施設・インフラにおける適正管理の推進

将来にわたって持続的に公共サービスを提供するため、公共施設等総合管理計画に基づき公共施設等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に推進するとともに、地域の安全・安心を確保するため、道路や河川などインフラ老朽化対策等の国土強靱化の取組を実施する。

○持続可能な行財政基盤の確立

「DX」や「GX」の推進などの新たな社会情勢への取組が求められるなかで、個性と活力ある「元気な渥美半島」の実現を目指すためには、施設の廃止、統合等を含めた行政サービスの再構築が必要となる。建設事業やその他行政経費に限らず、固定性の強い義務的経費（人件費・社会保障費等）も含め、サービスの在り方から再検討を行う。

第4次行政改革大綱、行政評価、公共施設等総合管理計画等にも留意し、市民や民間事業者との協働、広域連携により行政サービスの再構築を推進する。

3 重点施策

予算編成の基本方針を踏まえ、次の各施策を重点施策として展開する。

○住んでみたい・訪ねてみたいまちづくり

「地域の特色を活かした産業の振興」、「定住・交流人口の拡大」等の施策

○住み続けたいまちづくり

「妊娠・出産・子育て環境の充実」、「福祉・医療の充実」、「教育環境の充実」、「安心・安全で快適なまちづくり」等の施策

○未来につながるまちづくり

公共施設等総合管理計画に基づく保有資産のスリム化・長寿命化への取組、行政サービスの民営化等の「持続可能なまちづくり」等

4 予算編成方法

- 一般財源ベースでの要求上限額は設定しない。ただし、要求に当たっては、決算状況等を考慮し予算要求額の適正化に努めること。
- 「個別査定方式」により、全ての事業の見直しを積極的に進めるとともに、事業の重点化を行う。

5 指示事項

- (1) 必要な市民サービスを維持していくため、手法・考え方をゼロベースで検討すること。民間サービスの活用を検討するに際して、経費支出から規制緩和による民間の企業活動活性化への転換など、「最小費用・最大効果」の実現を目指すこと。
- (2) 基本方針に掲げる「DX」、「GX」の推進に当たっては、市役所の内部事務の見直しや施設改修にとどまらず、市民・企業を含めたこの地域全体の取組であることを十分に意識して事業立案すること。
- (3) 議会審議、決算審査、地域コミュニティ連合会等で実施・改善等に取り組むこ

ととしたものは、十分に検討・調整した上で予算計上すること。

- (4) 一年間に見込まれる全ての収入・支出は、当初予算に計上することを基本とする。ただし、国・県補正対応等のやむを得ないもの、災害等の緊急対応（6、9、12月）及び公共事業平準化（公共施設修繕等を含む。）の取組（12月）については、必要に応じて補正予算で対応する。
- (5) 公共施設の維持補修については、公共施設等総合管理計画の目標（20年間でコスト3割）に沿った個別施設計画に基づく内容でなければ、令和5年度予算には計上できないこととする。
- (6) 特別会計及び企業会計は、独立採算の原則を徹底し、一般会計からの繰入金や負担金等をできる限り削減すること。
- (7) 現時点では、国・県の予算、地方財政計画とも未定であるので、現行制度による見積りとなるが、国土強靱化の取組や物価高騰対策を含めた動向には予算要求後にあっても十分留意し、国・県の補正予算対応への組替など変更等があれば速やかに財政課に連絡すること。

以上の点に配慮して、各部は予算要求に当たり、この編成方針の下、「**予算要求要領**」により行うものとする。